

## 平成29年度第1回狭山市情報公開及び個人情報保護審議会会議録

開催日時 平成29年5月26日（金）  
午前9時30分から午前10時30分まで

開催場所 市役所 3階 301会議室

出席者 田村委員、織田委員、粕谷委員、篠原委員

欠席者 浅見委員

事務局 松本総務部長、金子総務部次長、山岸主幹、真坂主任

傍聴者 なし

### 1 議題

- (1) 平成28年度狭山市情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
- (2) 番号法第9条第2項に規定する個人番号の独自利用事務の情報連携

### 2 会議の経過

会長 それでは、議題の1番について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、平成28年度の情報公開制度と個人情報保護制度の実施状況について、お手元に配布させていただいた資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、開示請求の受付件数につきましては、330件でございました。昨年度と比較すると、127件増加しており、増加率は約63%と大幅に伸びている状況であります。この要因としては、一部の市民から請求が大幅に伸びているということが挙げられまして、一部の市民からの請求が全体の9割以上を占めております。請求の内訳といたしましては、全部開示が109件、部分開示が134件、不開示が73件、取下げが14件となっております。なお、不開示のほとんどが文書不存在によるものであります。これは、受付の段階で文書の存否について所管から説明を差し上げるのですが、文書不存在ということを確認したいとのことで、受付をしている状況です。

次に、開示申出の受付件数につきましては、37件でありました。請求の内訳といたしましては、全部開示が7件、部分開示が28件、不開示が0件、取下げが2件でありました。

次に、請求先所属別状況につきましては、請求件数上位5所属を挙げております。上から、道路雨水課が42件、財産管理課が23件、職員課が21件、水道施設課が20件、政策企画課及び秘書課が17件とな

っております。このうち、道路雨水課、財産管理課、水道施設課につきましては、平成27年度においても上位5所属の内に挙がっております。請求件数の多い所属の主な請求内容をみてみますと、まず、道路雨水課につきましては、工事発注及び工事实施に関する文書、残土処理に関する文書、工事实施における誘導員に関する文書、財産管理課につきましては、清掃業務委託に関連する文書、職員課につきましては、職員採用等職員の人事に関する文書、水道施設課につきましては、水道資材単価表、工事实施に関する文書、政策企画課につきましては、印刷物発注に関する文書、中央公民館跡地利用に係る住民説明会に関する文書、秘書課につきましては、市長の勤務状況に関する文書、災害時の対応に関する文書となっております。また、情報公開に関する審査請求は0件でした。

次に、個人情報開示請求の受付件数につきましては、18件でありました。請求の内訳といたしましては、全部開示が7件、部分開示が10件、不開示が1件、取下げが0件でありました。不開示1件の理由は、文書不存在ということであります。

以上で平成28年度の実施状況についての説明を終わります。

会 長 事務局から説明がありましたが、ご質疑ご意見等ありますか。

委 員 開示請求できるものの区分(4)について、「学校」には種類があるが、どのような学校がこれに含まれるのか。

事 務 局 学校教育法に規定する学校としております。

委 員 道路雨水課に対する開示請求が多いように見受けられるが、何か原因があるのか？

事 務 局 工事の発注や残土の処分について関心を示している市民の方がおり、これらの手続きが適正に行われているかを確認するために、多くの開示請求が出されているような状況です。

委 員 2階にあった行政資料室を1階に移転したようだが、それに伴い何か変わった点はあるか？また、課題はあるか？

事 務 局 2階の行政資料室は市民の目につきにくい場所に位置していましたが、より多くの市民に情報を発信したいという観点から1階に移転した経緯があります。手元に具体的な数字はないのですが、1階に移転したこと

により、コーナーの利用者は増えております。課題としては、開示請求を多く出される一部の方の対応に多くの時間が割かれることが挙げられます。

委員 開示申出への回答は努力義務のように見受けられるが、どのような対応をされているのか？

事務局 基本的には市内に住所を有する者等の請求に準じた対応をしております。

会長 他にご質疑等がないようでしたら、次に、議題の2番「番号法第9条第2項に規定する個人番号の独自利用事務の情報連携」に移ります。事務局より説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

番号法の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行されることになり、特定個人情報の提供制限を除外して、新たに地方公共団体が定める条例事務が追加されることとなりました。この「条例事務」は「独自利用事務」といわれますが、これについて個人情報保護委員会に届け出ることにより、自治体間で情報連携をすることができるものとなっております。狭山市でも、個人情報保護委員会が定める手続きに則り、届出をしたところであり、届出を行った事務は、在宅心身障害者福祉手当の支給に関する事務、子ども医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務、私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付に関する事務であり、それぞれ支給要件の確認を行うために住民税に関する情報や世帯に関する情報について情報連携をするものであります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局から説明がありましたが、ご質疑等ありますか？

委員 先ほど挙げられた事務について、窓口対応の流れはどのように変わっていくのか？

事務局 情報連携することで、他の自治体から世帯の情報や課税状況等を取得し確認を行うことができるため、市民にとっては窓口での書類提出が不要になります。

委員 情報漏えいを防ぐためにどのような対策が講じられているのか？

事務局 国のネットワークシステムとの連携には、セキュリティの高い総合行政ネットワーク回線を利用しています。また、庁内のネットワークにつきましては、ウイルス対策ソフトやファイアウォールを活用し、セキュリティ対策を講じるとともに、ネットワークを基幹系ネットワークと業務系ネットワークに分割し、専用環境を構築することで、外部からの不正アクセスや情報漏えいを防いでいます。

会長 他にご質疑等がないようでしたら、本日の議事を終了としますが、事務局から何かありますか？

事務局 特にありません。

会長 以上で、本日の議事を終了し、閉会いたします。